

山梨市低所得世帯に対する物価高騰対策支援金 (拡充分)のご案内

- 山梨市低所得世帯に対する物価高騰対策支援金(1世帯あたり7万円)は、住民税均等割が非課税の世帯を支援するため、支給するものです。
- 支援金を受給するためには、手続きが必要な場合があります。

支援金の支給額

1世帯あたり7万円

支給対象となる世帯・支給までの流れ

令和5年12月1日に山梨市に住民登録があり
令和5年度「住民税 均等割 が非課税」の世帯

(ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除きます)

【お手元に届いた通知の種類をご確認ください】

支給のお知らせ

「令和5年度山梨市低所得世帯
(住民税均等割非課税世帯)
に対する物価高騰対策支援金
(拡充分)の支給のお知らせ」

詳しくは裏面「①」へ

支援金の支給時期
令和6年2月22日(木)
前回支給した口座へ
振込します

確認書

「令和5年度山梨市低所得世帯
(住民税均等割非課税世帯)
に対する物価高騰対策支援金
(拡充分)支給要件確認書」

詳しくは裏面「②」へ

支援金の支給時期
市が確認書等(不備がないもの)を受理した日から
2~3週間後が目安です

申請書

「令和5年度山梨市低所得世帯
(住民税均等割非課税世帯)
に対する物価高騰対策支援金
(拡充分)申請書(請求書)」

詳しくは裏面「③」へ

支援金の支給手続き

①「支給のお知らせ」が届いた世帯

- 「支給のお知らせ」に記載されている振込口座で変更なく支給を希望する場合は **手続き及び返送する必要はありません** 当該お知らせに記載されている支給日に振込みします。
 - **振込先の変更**または**支給の辞退**を希望する場合は令和6年2月16日(金)午後4時30分までに下記のお問い合わせ先まで連絡をお願いします。
- ※口座変更をした場合は、支給予定日(令和6年2月22日)以降の振込となります。

②「確認書」が届いた世帯

- 給付内容や確認事項が記載された「確認書」が届きます。
- 確認書の内容ををご確認いただき、必要事項を記入のうえ山梨市へ返送してください。

返送期限：令和6年4月30日(火)【必着】

③「申請」が必要な世帯

令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合(転入世帯を含む)

- 給付金を受け取るには、「**申請が必要**」です。
- **山梨市では令和5年度の課税情報が不明**な方がいるため、令和5年12月1日時点での世帯主宛てに申請書を送付します。申請書に記載された誓約・同意事項を確認し、すべてを満たす場合のみ申請書に必要事項を記入して、山梨市に**申請してください。**

申請期限：令和6年4月30日(火)【必着】

低所得世帯(住民税非課税世帯)に対する物価高騰対策支援金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

山梨市役所 福祉課 社会福祉担当



0553-22-1111 内線 1130~1134

受付時間 平日8:30~17:15